

# 白庭台自治会規約

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

1. 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡
2. 美化・清掃等区域内の環境の整備
3. 防犯・防災活動
4. 厚生・福祉活動
5. 広報・会員名簿の作成
6. 駐車場の維持管理
7. 集会施設の維持管理
8. その他

### (名称)

第2条 本会は、自庭台自治会と称する。

### (区域)

第3条 生駒市白庭台1丁目から6丁目までの区域とする。

### (事務所)

第4条 本会の事務所は、生駒市白庭台4丁目6番9号に置く。

## 第2章 会 員

### (会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する個人とする。

2. 本会の活動を賛助する個人又は団体は、賛助会員となることができる。

### (入会金及び会費)

第6条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。

### (入会)

第7条 会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2. 本会は、会員の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
3. 賛助会員の入会については、総会が別に定める基準により役員会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。

### (退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合
2. 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。
3. 賛助会員が次の各号の一に該当する場合は退会したものとする。
  - (1) 別に定める退会届が会長に提出された場合
  - (2) 死亡し、又は失踪宣告を受け、若しくは賛助会員である団体が消滅した場合

## 第3章 役 員

### (役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| 1. 会長             | 1人    |
| 2. 副会長            | 5人以内  |
| 3. 総会が別に定めるその他の役員 | 30人以内 |
| 4. 監事             | 5人以内  |

### (役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任

する。

2. 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. その他の役員は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を分担処理する。
4. 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
  - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
  - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があると認めることは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任

を妨げない。

2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

## 第4章 総 会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の機能)

第15条 総会は、この規約の定めるものほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後、5月に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
  - (3) 第11条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるものほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決権)

第21条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における第19条および第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数および出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名押印をしなければならない。

## 第5章 役員会

(役員会の構成)

第23条 役員会は、会長、副会長及びその他の役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第24条 役員会は、この規約で別に定めるものほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第25条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2. 会長は、役員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集

の請求があったときは、至急に役員会を招集しなければならない。

- 3. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を役員に前もって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第27条 役員会には、第19条から第22条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産および会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもつて構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産管理)

第29条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第30条 本会の資産で第28条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第31条 未会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第32条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、

毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収入計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2月以内に総会の承認を受けなければならない。

#### (会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

#### (規約の変更)

第35条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ生駒市長の許可を受けなければ変更することはできない。

#### (解散)

第36条 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。  
2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

#### (残余財産の処分)

第37条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雜則

#### (備付け帳簿及び書類)

第38条 本会の事務所には、規約、会員名簿、許可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

#### (委任)

第39条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附則

1. この規約は平成17年7月27日から施行する。
2. 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第32条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
3. 本会の設立初年度の会計年度は、第34条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成18年3月31日までとする。